

## 曾於市閉校施設利用団体等募集要領

### 1 目的

閉校した曾於市立中学校3校のうち、2校に係る校舎、屋内運動場、グラウンド等（以下「施設」という。）を有効活用し、地域振興を図るため、広く一般から施設を利用する個人、団体等を募集します。

### 2 施設の概要（平成24年4月1日）

#### (1) 財部北中学校

ア 所在地 鹿児島県曾於市財部町北俣5410番地1

#### イ 施設の概要

棟番号	枝番	建物区分	構造区分	施設名	建築年月	耐用年数	経過	残存年数	保有面積 m <sup>2</sup>	事業区分	耐震性の有無
1		校舎	R	管理及び普通教室棟	昭和55年3月	60	32	28	1,371	国庫	有
6		校舎	S	便所・倉庫	昭和56年3月	40	31	9	24	単独	不明
12		校舎	W	倉庫	平成1年7月	24	22	2	20	単独	有
13		校舎	W	特活室	平成5年12月	24	18	6	93	国庫	有
14		屋体	R	屋内運動場	平成6年3月	60	18	42	725	国庫	有
15		校舎	W	配膳・倉庫・特活室	平成10年11月	24	13	11	60	国庫	有
16		校舎	W	倉庫	平成14年7月	22	9	13	7	単独	有
				運動場					6,370		

ウ 敷地面積 建物敷地5,673m<sup>2</sup>、運動場6,370m<sup>2</sup>、実験実習地その他4,253m<sup>2</sup>

エ 法令に基づく制限 都市計画区域外

#### (2) 財部南中学校

ア 所在地 鹿児島県曾於市財部町南俣5375番地

#### イ 施設の概要

棟番号	枝番	建物区分	構造区分	施設名	建築年月	耐用年数	経過	残存年数	保有面積 m <sup>2</sup>	事業区分	耐震性の有無
1		校舎	R	管理及び普通教室棟	昭和56年3月	60	31	29	1,403	国庫	有
6		校舎	W	倉庫	昭和48年11月	24	38	△14	32	単独	不明
11		屋体	R	屋内運動場	平成7年3月	60	17	43	725	国庫	有
12		校舎	W	特活室	平成8年11月	24	15	9	93	国庫	有
13		部室	W	部室棟	平成9年11月	24	14	10	45	単独	有
14		校舎	W	配膳・特活室	平成11年2月	24	13	11	60	国庫	有
15		校舎	W	倉庫	平成16年11月	22	7	15	26	単独	有
				運動場					7,915		

ウ 敷地面積 建物敷地14,906m<sup>2</sup>、運動場7,915m<sup>2</sup>、実験実習地その他880m<sup>2</sup>

エ 法令に基づく制限 都市計画区域外

### 3 応募資格

法人，任意団体，個人を問わず，だれでも応募できます。ただし，次に掲げる事項に該当しないことを条件とします。

- (1) 次のいずれかの者又は次のいずれかの者を役員に置いている団体，法人  
ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者  
イ 破産者で復権を得ない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (3) 国税及び地方税を滞納している者
- (4) 暴力団と関係のある者又はそのおそれのある者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により，一般競争入札を制限されている者
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により取消しを受けたことがある者
- (7) 宗教活動・政治活動を行う利用
- (8) 公益を害するおそれのある用途での利用

### 4 施設利用者が行う利用計画の内容

施設の利用計画は，公序良俗に反しないもの，政治活動を行わないもの，非宗教的なもので，市及び地域の振興及び活性化に資する次の条件を原則としてすべて満たしていることとします。

- (1) 市の産業振興又は福祉の向上に資する利用計画であること。
- (2) 地域との調和や地域振興に資する利用計画であること。
- (3) 継続性や雇用など波及効果のある利用計画であること。
- (4) その他市の発展や住民サービスの向上に資する利用計画であること。

### 5 施設利用の条件

- (1) 当該地域や地域住民に迷惑を及ぼさない利用とします。
- (2) 校舎，屋内運動場，運動場等（以下「施設等」といいます。）の一括利用を基本とします。利用計画の内容によっては，一部利用を認めます。
- (3) 施設等は，現状での無償貸与を基本とします。
- (4) 貸与の場合，施設利用者から第三者への貸与はできません。
- (5) 施設等の改修及び解体等をするときは，事前に市の承認を受けなければなりません。これに要する経費は，施設利用者の負担とします。市からの補助は，ありません。
- (6) 施設における光熱水費等の維持管理は，施設利用者の負担とします。
- (7) 利用期間は，曾於市条例及び規則に則り対応します。
- (8) その他の条件については，市と施設利用者との協議で決定します。

## 6 貸与の場合の利用期間

利用開始から原則として3年間としますが、利用期間は市との協議で延長することができます。なお、利用期間の内容により、利用決定から開始までの間、関係省庁からの認可等に一定期間を要しますので、御了承ください。

## 7 申請受付期間

平成24年4月23日（月）から平成24年6月26日（火）まで。

なお、必要に応じて、該当施設の現場説明をします。事前にお申込みください。

## 8 提出書類

(1) 施設利用計画書（別記様式）

(2) 申請資格を有していることを証する書類

ア 当該法人の登記簿謄本又は住民票抄本

イ 国税及び地方税の納税証明書

(3) 施設で運営する事業等の実施計画書

ア 事業実施に係る基本方針

イ 当面の事業計画

ウ 人員体制について記載した書類（組織図、人員配置図等）

(4) 当該団体の経営状況を説明する書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書等

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録等

ウ 現事業年度又は翌事業年度の収支予算書等

(5) 定款、寄附行為、その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類等

(6) その他市が必要と認める書類

※ 上の(2)から(6)については、必要に応じて提出を求めます。

## 9 選定方法及び選定基準

申請締切後、市長及び市職員で構成する曾於市立小中学校規模適正化推進本部（以下「推進本部」といいます。）が、書類審査及び面接等により次の選定基準に基づき施設利用者の選定を行います。

選定の結果、中学校統合地区別協議会・地区説明会等を開催し、選定した利用計画について地元の説明、協議します。

当該協議結果を受け、最終的に推進本部でその利用の可否について決定し、申請者に通知します。

(1) 施設の運営が上記第4項及び第5項に沿った利用を確保できること。

(2) 施設利用計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

(3) 施設利用計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他能力を有するものであること。

(4) 施設料計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たすものであること。

10 応募に当たっての留意事項

- (1) 提出された応募書類の内容を変更し、又は修正することはできません。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 提出された応募書類は、原則として返却いたしません。また、応募書類は、公開する場合があります。
- (4) 申請後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (5) 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

11 契約について

賃貸契約は、市と選定された施設利用候補者と双方協議の上締結します。

12 申込み及び問い合わせ先

〒899-8102

鹿児島県曾於市大隅町岩川5629番地

曾於市役所大隅支所内

曾於市教育委員会総務課

TEL 099-482-5956 FAX 099-482-1148

E-mail o-kyouiku@city.soo.lg.jp



施設利用開始（予定）年度から3箇年における各年度の収支計算書

1 収入の部 (単位：千円)

項目（内訳）	金額(平成 年度)	金額(平成 年度)	金額(平成 年度)
合計（ア）			

2 支出の部 (単位：千円)

項目（内訳）	金額(平成 年度)	金額(平成 年度)	金額(平成 年度)
人件費 (常勤・臨時・嘱託 社員等の給与，手 当，福利厚生費等)			
事務費 (消耗品費・印刷製 本費・旅費等)			
施設管理費 (光熱水費・修繕費 (軽易なもの)等)			
事業費 (事業運営に伴う経 費全般)			
その他			
合計(イ)			
収支(ア)－(イ)			

注1 利用希望施設が複数の場合は，施設ごとに作成し，提出すること。

2 その他利用計画書の説明に必要な書類を添付すること。